

<景観形成方針>

⑤住宅地 ⑥商業地 ⑦工業地

緑化推進などによるゆとりとうるおいのある市街地景観の形成とともに、地域の良好な景観を阻害しないよう周辺景観との調和に配慮した景観づくりを進めます。

- ・市街地の景観にうるおいを与える公園や緑地の整備、道路の修景などにより、地域の良好な景観の形成に努めます。
- ・駅周辺や近隣商業地など、地域の中心的エリアにおいては、事業者と周辺住民等の協働のもと、緑化の促進や街路灯のデザインへの配慮などにより良好な景観形成を誘導します。
- ・建築物などは、周辺景観と調和したデザインへ誘導するとともに、緑化の促進などによる良好な景観の形成を図ります。
- ・建築物の外観等が周辺の良好な景観を著しく損なわないよう誘導します。

<景観チェックシート>

注) ：景観法に基づく届出の前に条例で規定する事前相談を計画段階で提出するとき、必ず協議すべき事項

「評価」欄は、自己評価で記入してください。

景観形成基準に適合するよう具体的措置を講じた場合“○”，やむを得ず代替措置を講じるなどして景観形成基準に配慮した場合“△”，景観形成基準に該当しない場合“—”を記入してください。

景観設計の手引き		鈴鹿市景観計画	評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ
景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容	景観形成基準				
土地の開墾その他の土地の形質の変更						
a) 地形や在来の樹木など、地域本来の自然的景観を尊重し、活かすよう工夫すること。	<p>●地形の尊重</p> <p>○段造成により地形の改変を抑えた造成計画を行い、できる限り造成量を減らす。</p>	<p>□造成に際しては、現在の地形を活かしてできる限り造成量を減らす。</p>				P. 46
	<p>●良好な樹木、水辺などの保全</p> <p>○行為地内に良好な樹木、水辺などがある場合には、公園緑地に取り込むなど、できる限り既存の資源の保全に努める。</p> <p>○樹木をそのまま保存することができない場合には、公園緑地などに移植してシンボルツリーなどとして活用する。</p>	<p>□行為地内にある良好な樹木、水辺を適切に保全することにより、良好な景観を維持する。</p>				P. 46
	<p>●周辺景観と調和した緑化</p> <p>○法面などの緑化にあたっては、自然的景観の復元に配慮し、できる限り周辺に存在する樹種を使用するとともに、多様な樹種を組み合わせるなど、周辺の景観と調和した緑化に努める。</p> <p>●法面勾配の緩和</p> <p>○勾配の急な法面は、周囲に圧迫感を与えるだけでなく、植栽できる樹種に限られるため、できる限り緩やかな勾配とする。</p>	<p>□法面は勾配を持たせたり、ひな壇状の形状とするなど、圧迫感を軽減させた上で、樹木による緑化を施すなど、周辺の景観と調和した修景を行う。ただし、当該法面が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。</p>				P. 47

景観設計の手引き		鈴鹿市景観計画	評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ
景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容	景観形成基準				
b)	擁壁は、できる限り目立たないよう配慮した構造とすること。	●擁壁の修景 ○景観への影響を和らげるため、緑化ブロックなど景観に配慮した擁壁を使用する。 ○擁壁の前面に植栽帯を確保して緑化する。	□擁壁の壁面緑化を進めるとともに、前面に植栽帯を確保するなど、周辺の景観となじませるような修景を行う。ただし、当該擁壁が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。			P. 48
		●長大な擁壁の分割 ○やむを得ず長大な擁壁が発生する場合には、擁壁の分割により圧迫感を和らげる。	□長大な擁壁は避け、擁壁を分割するなど、周辺への圧迫感を抑え、景観への影響を軽減する。			P. 49
土石の採取又は鉱物の掘採						
a)	採取または掘採する場所が目立ちにくいよう、位置や方法を工夫すること。	●採取、掘採を行う場所の工夫 ○道路など公共の場所から見えやすいところでの採取や掘採を避ける。 ○地肌を大規模に露出させないように、採取や掘採する場所を分割する。	□採取または掘採する場所が道路などの公共の場所から見えやすいところを避けたり、地肌を大規模に露出させないように場所を分割する。			P. 50
		●周辺緑化による遮へい ○採取や掘採する場所が目立ちにくいよう、周辺を植栽により遮へいする。	□採取または掘採する場所が目立ちにくいよう周辺を植栽により遮蔽する。			P. 50
b)	採取または掘採後は、緑化等により、できる限り速やかに景観の復元を図ること。	●速やかな緑化 ○できる限り早期に景観を復元させるため、採取又は掘採が終了した部分から順次緑化する。				P. 51
		●周辺景観と調和した緑化 ○緑化による復元を行う場合は、できる限り周辺に存在する樹種を使用するとともに、多様な樹種を組み合わせるなど、周辺の景観と調和した緑化に努める。	□採取または掘採後、周辺の景観と調和した緑化を図る。			P. 51
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積						
a)	道路などの公共の場所から目立たないよう配慮するとともに、整然とした堆積に努めること。	●堆積する位置、規模の工夫 ○敷地の奥や、建築物などで外部から見えにくい場所に堆積させる。 ○周辺に対して圧迫感や不快感を与えないよう、高さはできる限り低く抑える。	□堆積物は外部から見えにくい場所に堆積させたり、高さを低く抑えるなど、周辺の景観を阻害しないよう配慮する。			P. 52
		●植栽や塀などによる遮へい ○堆積物が外部から見えにくいよう、敷地外周部に植栽や塀などを設置する。 ○出入口はできる限り少なくする。	□堆積物が外部から見えにくいよう、敷地外周部に植栽や塀などを設置する。			P. 52
		●整然とした堆積 ○堆積物が外部から見られる場合には、高さや向きを揃えるなど、できる限り整然と集積・貯蔵する。	□堆積物が外部から見られる場合は、高さや向きを揃えるなど、できる限り整然と集積・貯蔵する。			P. 53